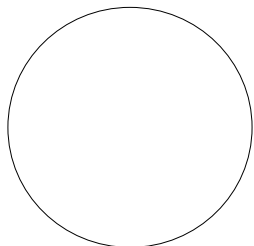


様式3号(8条関係)
村営水道条例・おんたけ高原水道条例
第5条・第15条・第23条
施工規定 第19条



王滝村長

殿

水道給水申込・排水設備使用開始等届

年 月 日

(申請者)
住所

氏名

印

電話

次のとおり水道、排水設備の使用開始等について届け出します。

水道の区分	・ 王滝村簡易水道		・ おんたけ高原簡易水道	
排水の区分	排水の有無	農業集落排水 ・ 簡易排水		
	有 ・ 無			
設置場所	王滝村 (住宅等名)			
給排水装置所有者 (建物の所有者)	住所	氏名	電話	印
使用者	住所	氏名	電話	印
旧使用者 (使用者変更の場合)	住所	氏名	電話	印
届出区分	使用 (開始 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 再開)			使用者変更
届出区分の年月日	年 月 日			
量水器口径	13mm ・ 20mm ・ 25mm ・ 30mm ・ 40mm ・ 50mm			
料金の支払いの方法	納付書送付 ・ 口座引落 (農協・郵便局・八十二銀行) ※ 口座引落の場合は所定の金融機関窓口でお手続き下さい			
理由 (休止・廃止の場合)				

個人情報の取り扱いについて。
水道排水設備使用にかかる事由以外に使用することはありません。

水道の使用開始等について

水道に関して次のようなときは、上下水道係まで届け出てください。

- ★水道を新設するとき
- ★水道使用開始・中止するとき
- ★水道を廃止するとき

※お届けがないと、ご使用されていないにもかかわらず料金がかかりますので、ご注意ください。また、長期にわたって水道を使用しない場合、「水道使用中止届」を提出すると、その期間の水道料金は徴収されません。

- ★各種申込には印鑑が必要です。
- ★受付は、平日 9:00～16:00です。
- ★水道の使用開始・中止は、希望日の前日までにお申し込みください。
(使用開始の受付は前日の16:00までとなりますのでご注意ください)
- ★土日・祝日(閉庁日)の閉開栓は行っておりません。希望日が休日の場合、その前日または後日となりますのでご注意ください。

水道を新設するとき

家の新築などにより水道を新設したいときは、「給水装置新設工事申込書」を提出してください。この際に、建築確認申請用の図面等を添付していただくことがあります。

なお、工事費は別途直接、施工業者にお支払いください。

水道使用開始・中止するとき

- ・「水道使用開始・中止届」を提出してください。
- ※戸建住宅等の場合は、現地を確認するために地図の添付が必要になります。

水道を廃止するとき

- ・「水道使用開始・中止届」を提出してください。

転入などにより既に設置してある水道の使用を開始したいとき

アパート・マンションなど設置済水道の使用を開始したいときは、使用希望日の前日までに、「水道使用開始届」を提出してください。

その他手続き

口座振替 水道料金のお支払いには口座振替が便利です。
J A・郵便局・八十二銀行の金融機関でお手続きができます。各金融機関窓口で口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出してください。
その際には、金融機関届出印を忘れずにお持ちください。

お問い合わせ 王滝村役場 上下水道係
住所：〒397-0201 長野県木曾郡王滝村3623
TEL：0264-48-2001 FAX：0264-48-2172